

17/17 玉雄

生活保護業務に

食い込む企業

クローズアップ

大阪市

大阪市が「総合就職サポート事業」を開始したのは2011年

派遣大手「パソナ」

度。初年度から委託企業の一つとしてパソナと契約。17、18年度は度。初年度から委託企業の一つとしてパソナと契約。17、18年度は

大阪市の区役所で渡された履歴書見本の氏名欄に「パソナ太郎」の文字が一。大阪市が民間委託する「総合就職サポート事業」を請け負う、人材派遣大手「パソナ」の派遣職員が、生活保護の申請者に渡したものです。現場では何が起きているのでしょうか。

(速水大地)

履歴書 ①令和元年6月1日現在

氏名	パソナ 太郎
生年月日	昭和45年1月1日生 (満45歳)
住所	〒123-456 大阪府大阪市大東区二丁目1-8-98
電話番号	090-202-0000
職歴	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60 大阪市立パソナ中学校 卒業 昭和60 大阪府立パソナ高等学校 普通科 入学 昭和63 大阪府立パソナ高等学校 普通科 卒業 昭和63 株式会社 大阪商事 営業部第二課 入社 平成13 株式会社 大阪商事 営業部第二課 退社 平成14 株式会社 大阪工業ガラス 入社 平成25 株式会社 大阪工業ガラス 退社(業績不振による会社都合の為) 平成26 ②派遣業務や短期アルバイトなどで、工場内軽作業・倉庫内作業に従事 平成31 ④長期安定雇用を求めて就職活動中

大阪市の区役所で配布された履歴書見本。氏名欄に「パソナ太郎」の記載。11月中に回収され現在は使用されていません

民間職員 権限なき「指導」横行

問題の履歴書見本は、11月に大阪市の区役所で生活保護申請をした30代男性が受け取ったものです。男性は失業して求職中。保護申請時に「総合就職サポート」を紹介され、サポート利用の同意書に署名します。しかしこの時、「利用するかどうかは自由」だという説明はなく、署名するのが当たり前で、署名したと男性は語ります。

男性はこれまで派遣労働者として働いていました。派遣労働を拡大させた小泉純一郎内閣を経済関係として支えた竹中平蔵氏がグループ会長を務めるパソナにも、不信感を持っています。男性は、パソナ派遣の支援職員に「派遣ではなく正社員で働きたい」と伝えた上で、「パソナ太郎」の履歴書見本を渡され、シヨックを受けました。問題はそれだけにどまりません。生活保護開始前から、男性は週2回、パソナ派遣職員と面談。求職活動の結果を報告し、活動欄が埋まっていなければ、「就労意欲がない」とみなされて保護を受けられなかったり、受給開始が遅れる可能性があるという話をされることもあり、男性はプレッシャーを感じます。

「パソナ派遣職員は『何でもいから(求職活動を)』と言うが、再スタートを決めて最後のライフラインに頼っているのに、いい加減なことほできない。とはいえず、生活保護が早く開始されないと生活できないので、希望とは違う会社にも応募しました。男性は、精神的に追い詰められていたと話します。

「履歴書見本の件は論外ですが、本来は公務員が行う仕事を、民間職員がかなり役所の業務に食い込んで行っている実態が、非常に露骨に出ている事案」

と吉永氏は話します。「国は、生活保護のケースワーク業務の外部委託方針を昨年12月に閣議決定しました。コロナ禍でどこまで進んでいるか定かではありませんが、外部委託でどのようなことが起るかという一つの事例ではないでしょうか」

「派遣ではなく正社員で働きたい」と伝えた上で、「パソナ太郎」の履歴書見本を渡され、シヨックを受けました。問題はそれだけにどまりません。生活保護開始前から、男性は週2回、パソナ派遣職員と面談。求職活動の結果を報告し、活動欄が埋まっていなければ、「就労意欲がない」とみなされて保護を受けられなかったり、受給開始が遅れる可能性があるという話をされることもあり、男性はプレッシャーを感じます。

「パソナ派遣職員は『何でもいから(求職活動を)』と言うが、再スタートを決めて最後のライフラインに頼っているのに、いい加減なことほできない。とはいえず、生活保護が早く開始されないと生活できないので、希望とは違う会社にも応募しました。男性は、精神的に追い詰められていたと話します。

「履歴書見本の件は論外ですが、本来は公務員が行う仕事を、民間職員がかなり役所の業務に食い込んで行っている実態が、非常に露骨に出ている事案」

と吉永氏は話します。「国は、生活保護のケースワーク業務の外部委託方針を昨年12月に閣議決定しました。コロナ禍でどこまで進んでいるか定かではありませんが、外部委託でどのようなことが起るかという一つの事例ではないでしょうか」

全大阪生活と健康を守る会連合会の大口耕吉郎会長は「生活保護で被保護世帯を『指導』できるのは、福祉事務所のケースワーカーに限る。民間職員が『指導』するのは違法であり、きわめて危険だ」と批判。「指導」が行う背景に、基本の委託料とは別に、サポートを受けた人が一定期間就労した場合に加算される「成功報酬」があるとし、「適切な支援のために、社会福祉士など専門資格を持つケースワーカーの増員は必須です」と語ります。



吉永純教授



大口耕吉郎氏